

上半期の輸入差止件数が 6 年連続 900 件超

(平成 30 年 1 月から 6 月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、平成 30 年 1 月から 6 月までの管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 輸入差止件数が 6 年連続 900 件超

- 輸入差止件数は、936 件で、前年同期比 30.4% の減少となったものの、6 年連続で 900 件を超えました。

2. 中国来貨物の輸入差止件数が約 8 割

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が 79.0% (739 件) を占めました。また、輸入差止点数も、中国が 81.5% (12,144 件) を占めました。

3. 著作権侵害物品の輸入差止件数、点数が増加

- 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品が件数、点数ともに最多で、著作権侵害物品の件数、点数が増加しました。

4. 「運動用具」の輸入差止件数、点数が大幅に増加 「身辺細貨類」、「布製品」の輸入差止点数が大幅に増加

- 品目別では、ゴルフクラブやゴルフクラブカバーなどの「運動用具」が件数で前年同期比 31 倍、点数で前年同期比 17 倍と大幅に増加しました。
- 品目別の輸入差止点数では、ピンバッジなどの「身辺細貨類」が前年同期比 4 倍、ワッペンなどの「布製品」が前年同期比 31 倍と大幅に増加しました。

【問い合わせ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室

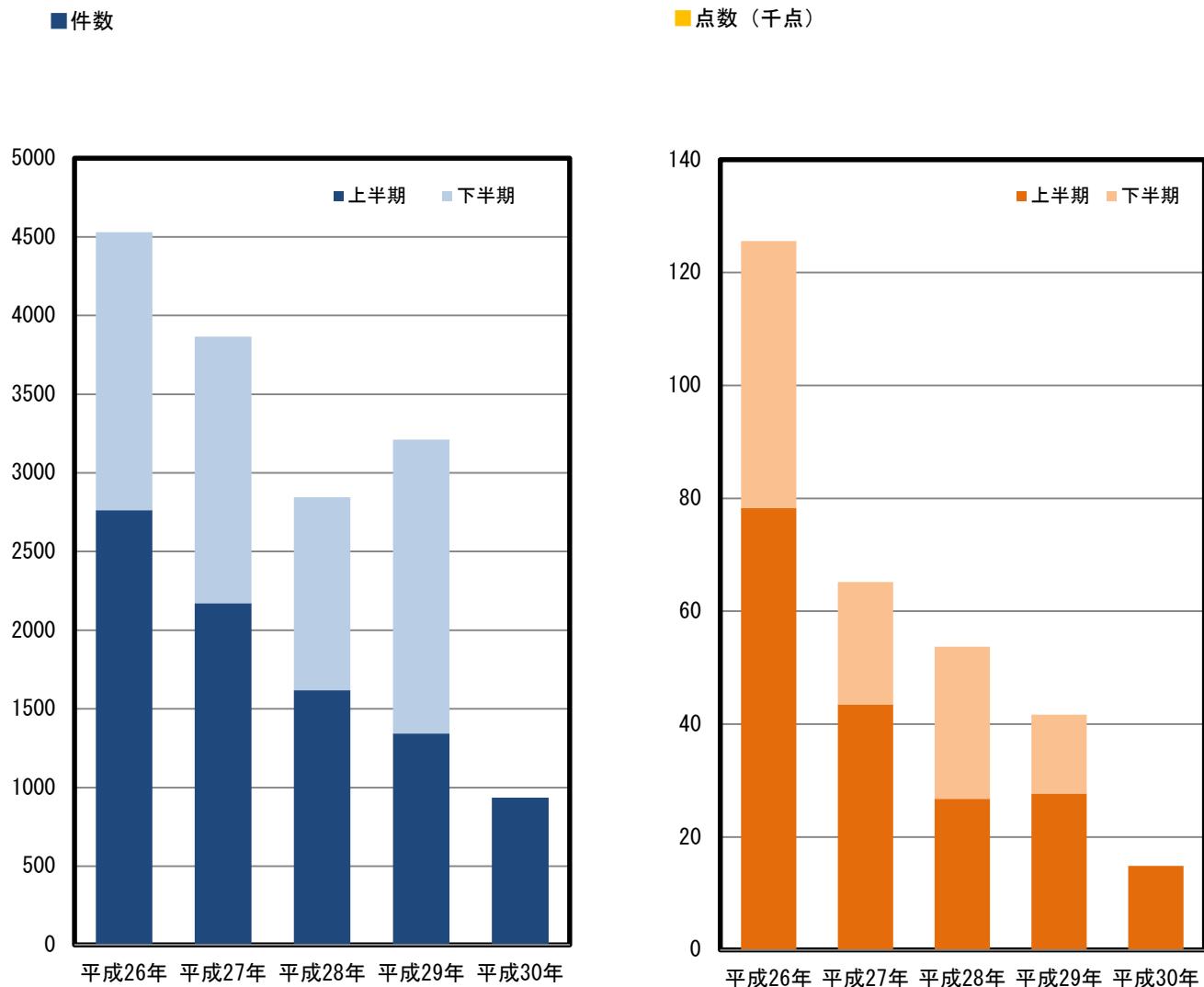
TEL : 052-654-4008

平成30年1月から6月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- 輸入差止件数は、936件で、前年同期比30.4%の減少となったものの、6年連続で900件を超えました。
- 輸入差止点数は、14,893点で、前年同期比46.2%の減少となりました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

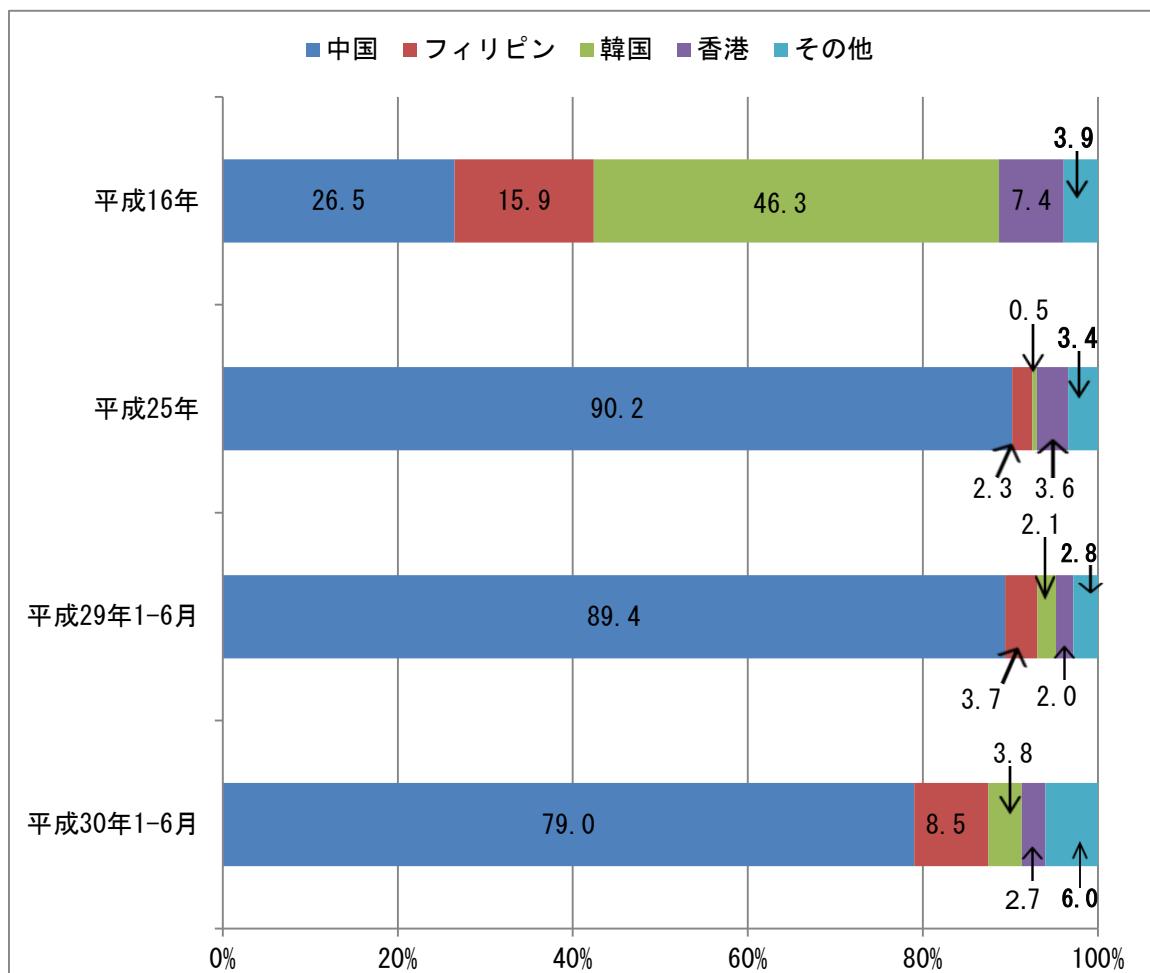


○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国を仕出しどとするものが739件（構成比79.0%、前年同期比38.5%減）と前年同期の実績（1,202件）と比べると減少しました。次いでフィリピンが80件（同8.5%、同60.0%増）、韓国が36件（同3.8%、同28.6%増）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しどとするものが12,144点（構成比81.5%、前年同期比42.5%減）と前年同期の実績（21,132点）から減少しました。次いで香港が1,093点（同7.3%、同22.2%減）、フィリピンが579点（同3.9%、7.2%減）でした。

仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移

枠内の数字は構成比（%）



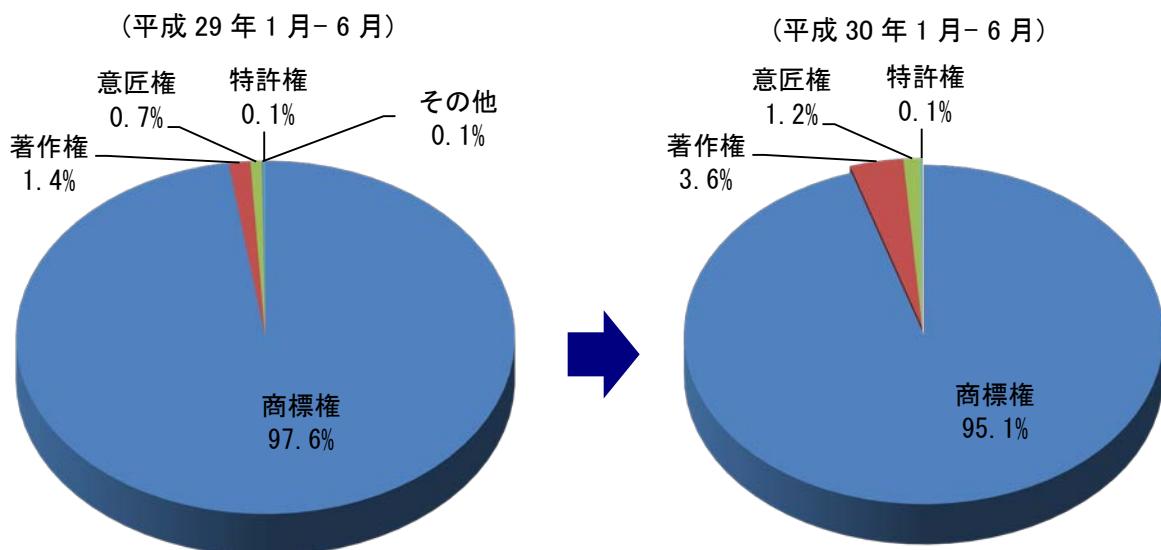
（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

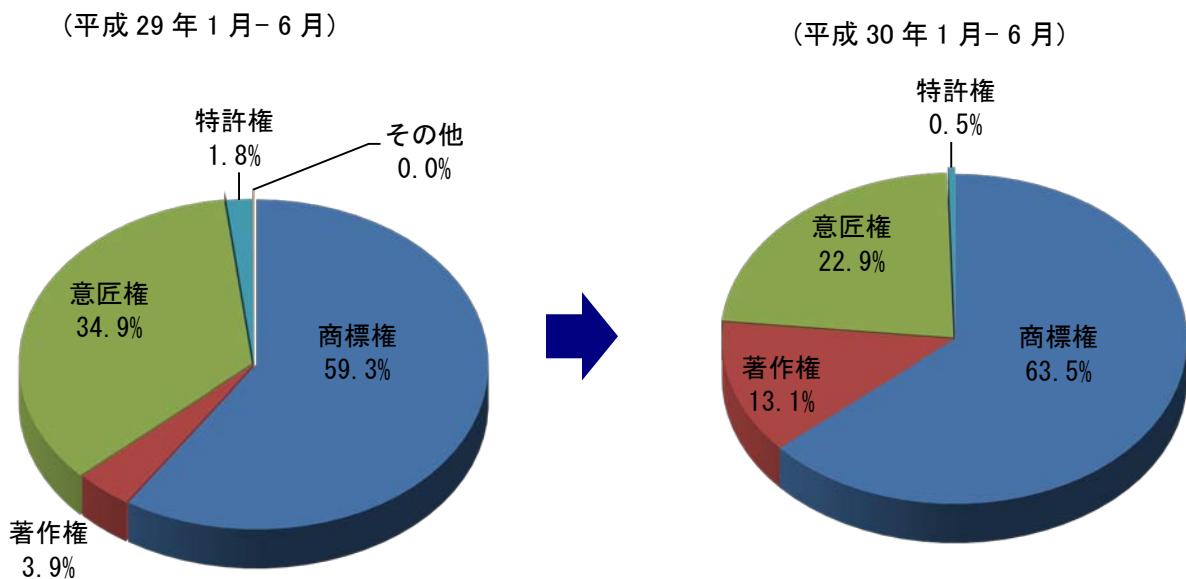
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が897件（構成比95.1%、前年同期比32.0%減）で大半を占めています。
- 輸入差止点数も、商標権侵害物品が9,463点（同63.5%、同42.4%減）と大半を占めています。

各権利の保護対象は、13ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）



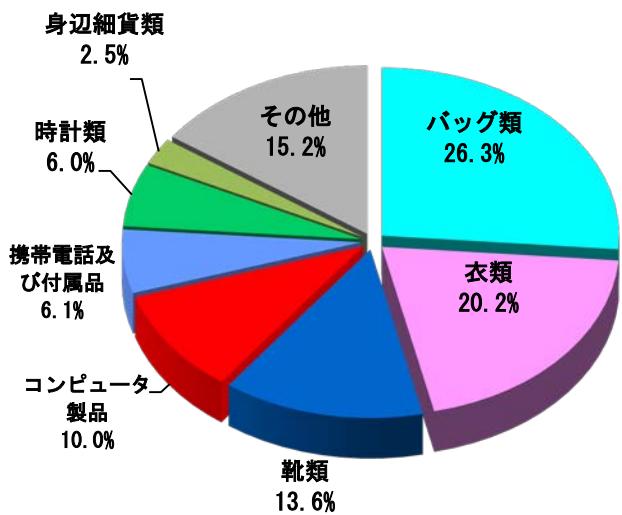
（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

○品目別輸入差止実績

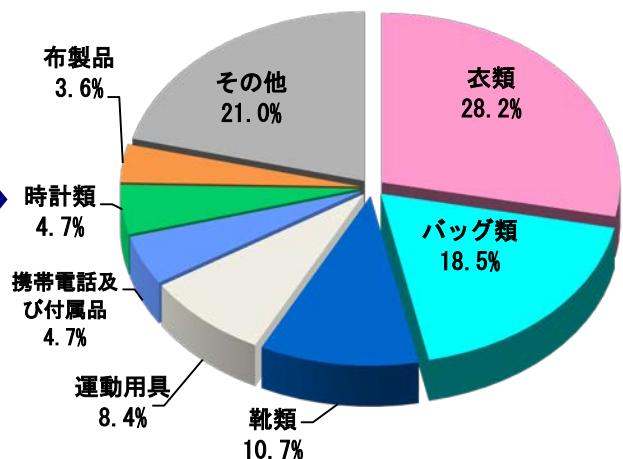
- 輸入差止件数は、衣類が311件（構成比28.2%、前年同期比2.3%増）と最も多い、次いでバッグ類が204件（同18.5%、同48.5%減）、靴類が118件（同10.7%、同42.4%減）でした。
- 輸入差止点数は、電気製品が3,906点（構成比26.2%、前年同期比60.6%減）と最も多く、次いで衣類が1,722点（同11.6%、同34.3%増）、身辺細貨類が1,608点（同10.8%、同4倍）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、運動用具（件数で前年同期比31.0倍、点数で前年同期比17.0倍）、布製品（同2.5倍、同30.9倍）、帽子類（同5.4%増、同10.4%増）、医薬品（同8.3%増、同45.8%増）等でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）

（平成29年1月－6月）

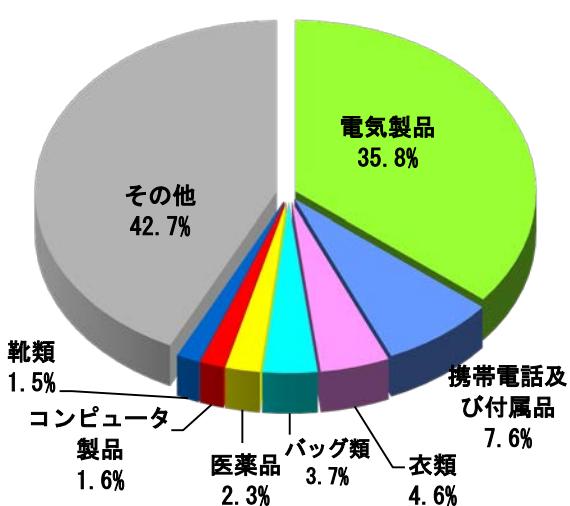


（平成30年1月－6月）

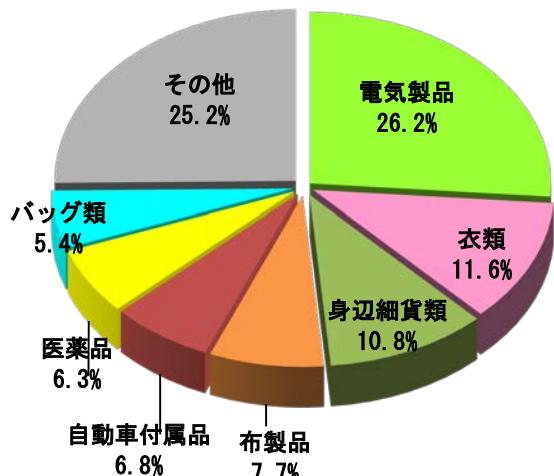


品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

（平成29年1月－6月）



（平成30年1月－6月）

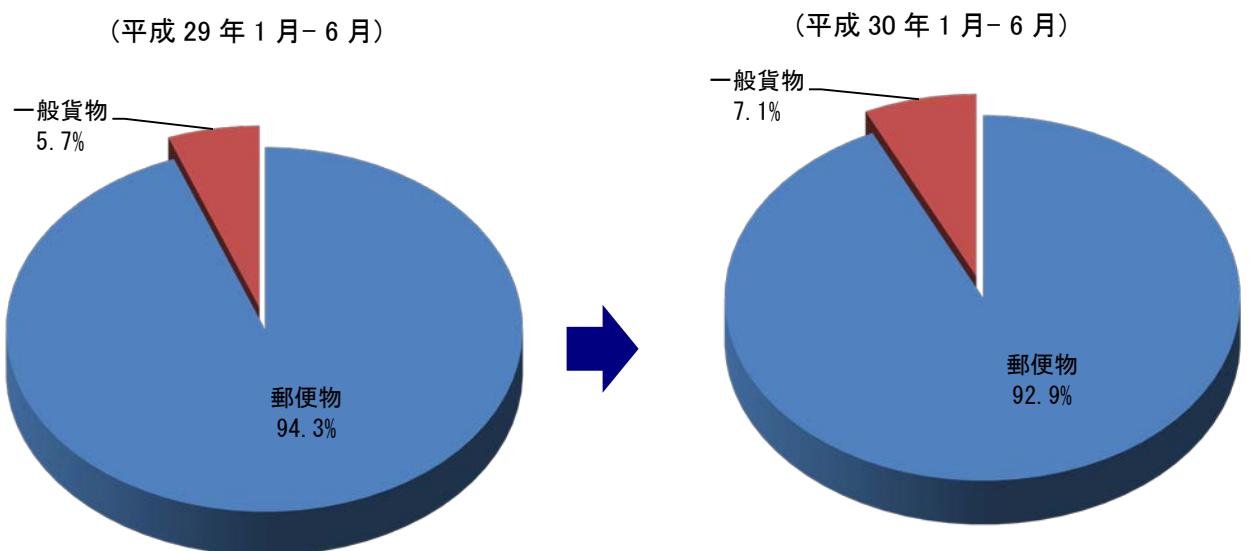


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

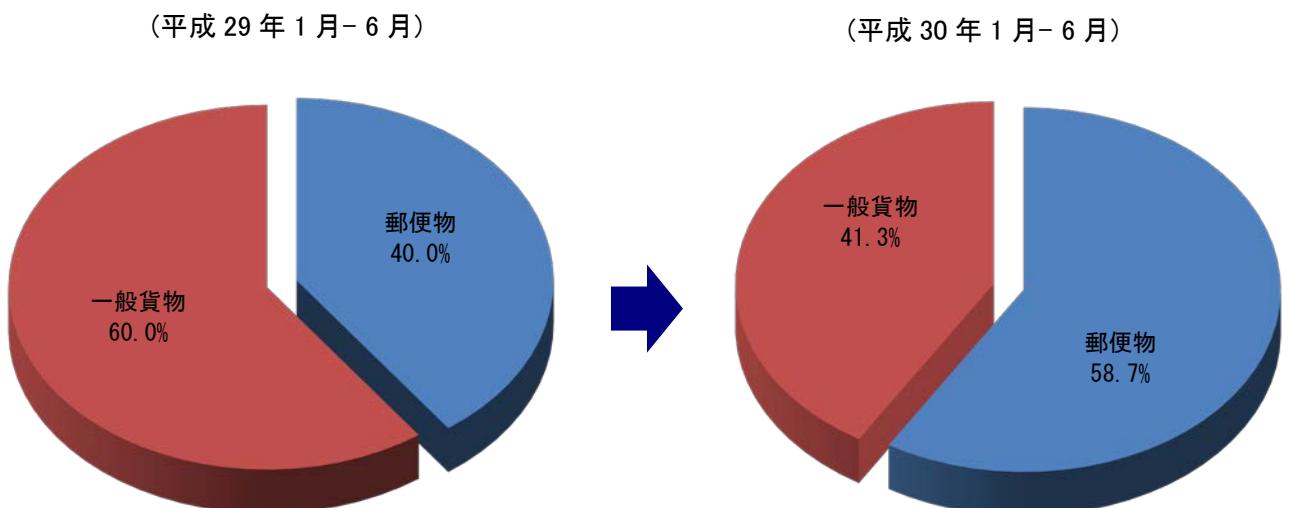
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が 870 件（構成比 92.9%、前年同期比 31.3%減）で大半を占めており、一般貨物は 66 件（同 7.1%、同 14.3%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が 8,748 点（構成比 58.7%、前年同期比 21.1%減）、一般貨物が 6,145 点（同 41.3%、同 63.0%減）で、郵便貨物が多くなっています。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



平成30年1月から6月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 1月-6月	平成30年 1月-6月	前年 同期比	構成比
中国	3,537	2,583	2,862	1,202	739	61.5%	79.0%
フィリピン	103	79	125	50	80	160.0%	8.5%
韓国	90	70	70	28	36	128.6%	3.8%
香港	83	69	64	27	25	92.6%	2.7%
ベトナム	2	3	12	4	14	350.0%	1.5%
インドネシア	7	4	9	2	11	550.0%	1.2%
タイ	12	14	14	6	7	116.7%	0.7%
シンガポール	5	3	3	1	4	400.0%	0.4%
カンボジア	1	0	0	0	3	全増	0.3%
英国	1	3	9	5	3	60.0%	0.3%
上記以外の国	24	17	43	19	14	73.7%	1.5%
合計	3,865	2,845	3,211	1,344	936	69.6%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 29 年 1月－6 月	平成 30 年 1月－6 月	前年 同期比	構成比
中国	59,415	34,417	32,739	21,132	12,144	57.5%	81.5%
香港	1,494	8,723	2,147	1,404	1,093	77.8%	7.3%
フィリピン	1,303	964	1,104	624	579	92.8%	3.9%
韓国	1,764	7,133	765	295	491	166.4%	3.3%
タイ	262	1,517	212	21	208	990.5%	1.4%
シンガポール	9	506	40	4	109	2725.0%	0.7%
ベトナム	42	34	131	23	98	426.1%	0.7%
ラオス	0	0	0	0	60	全増	0.4%
インドネシア	161	69	48	11	47	427.3%	0.3%
米国	31	2	290	54	19	35.2%	0.1%
上記以外の国	675	392	4,252	4,121	45	1.1%	0.3%
合計	65,156	53,757	41,728	27,689	14,893	53.8%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 29 年 1月—6月	平成 30 年 1月—6月	前年 同期比	構成比
特許権	0	2	2	2	1	50.0%	0.1%	
	0	8,457	502	502	70	13.9%	0.5%	
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	
意匠権	3	5	23	10	11	110.0%	1.2%	
	645	4,036	10,651	9,676	3,410	35.2%	22.9%	
商標権	3,811	2,799	3,164	1,319	897	68.0%	95.1%	
	61,746	39,368	28,406	16,422	9,463	57.6%	63.5%	
著作権	69	58	37	19	34	178.9%	3.6%	
	2,765	1,896	2,164	1,088	1,950	179.2%	13.1%	
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	
回路配置利用権	0	0	0	0	0	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	
育成者権	0	0	0	0	0	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	
不正競争防止法 違反物品	周知表示	0	0	0	0	0	—	—
	混同惹起品	0	0	0	0	0	—	—
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—	
	営業秘密	—	0	0	0	0	—	—
	侵害品	—	0	0	0	0	—	—
	技術的制限手段	0	0	2	1	0	全減	—
	無効化装置	0	0	5	1	0	全減	—
合計		3,865	2,845	3,211	1,344	936	69.6%	100.0%
		65,156	53,757	41,728	27,689	14,893	53.8%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 29 年 1月－6月	平成 30 年 1月－6月	前年 同期比	構成比
衣類	1,293	630	863	304	311	102.3%	28.2%
バッグ類	1,025	1,013	976	396	204	51.5%	18.5%
靴類	241	207	457	205	118	57.6%	10.7%
運動用具	45	36	28	3	93	3100.0%	8.4%
携帯電話及び付属品	214	329	225	92	52	56.5%	4.7%
時計類	179	162	201	91	52	57.1%	4.7%
布製品	27	35	41	16	40	250.0%	3.6%
帽子類	53	49	99	37	39	105.4%	3.5%
医薬品	170	75	43	24	26	108.3%	2.4%
自動車付属品	52	41	44	14	22	157.1%	2.0%
身辺細貨類	137	50	81	38	21	55.3%	1.9%
ベルト類	79	47	49	20	21	105.0%	1.9%
電気製品	21	19	22	13	17	130.8%	1.5%
家庭用雑貨	39	29	35	22	14	63.6%	1.3%
コンピュータ製品	278	248	288	151	12	7.9%	1.1%
上記以外の品目	546	211	196	80	59	73.8%	5.4%
合計	3,865	2,845	3,211	1,344	936	69.6%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 29 年 1月－6月	平成 30 年 1月－6月	前年 同期比	構成比
電気製品	920	725	10,497	9,918	3,906	39.4%	26.2%
衣類	6,938	3,019	3,346	1,282	1,722	134.3%	11.6%
身辺細貨類	1,870	538	666	398	1,608	404.0%	10.8%
布製品	384	350	169	37	1,143	3089.2%	7.7%
自動車付属品	2,819	6,975	1,780	339	1,015	299.4%	6.8%
医薬品	6,312	3,209	1,418	646	942	145.8%	6.3%
バッグ類	3,265	2,927	2,339	1,012	806	79.6%	5.4%
携帯電話及び付属品	4,435	5,691	4,165	2,115	626	29.6%	4.2%
運動用具	607	424	338	32	545	1703.1%	3.7%
時計類	729	291	565	195	461	236.4%	3.1%
靴類	3,245	442	1,059	428	243	56.8%	1.6%
文具類	143	265	52	52	224	430.8%	1.5%
家庭用雑貨	928	395	430	228	182	79.8%	1.2%
帽子類	984	492	383	125	138	110.4%	0.9%
化粧品	271	460	247	145	60	41.4%	0.4%
上記以外の品目	31,306	27,554	14,274	10,737	1,272	11.8%	8.5%
合計	65,156	53,757	41,728	27,689	14,893	53.8%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 29 年 1月－6月	平成 30 年 1月－6月	前年 同期比	構成比
郵便物	3,693	2,716	3,048	1,267	870	68.7%	92.9%
	56,096	30,300	22,294	11,083	8,748	78.9%	58.7%
一般貨物	172	129	163	77	66	85.7%	7.1%
	9,060	23,457	19,434	16,606	6,145	37.0%	41.3%
合計	3,865	2,845	3,211	1,344	936	69.6%	100.0%
	65,156	53,757	41,728	27,689	14,893	53.8%	100.0%

(注 1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品（保護対象）は

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、※回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）です。

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

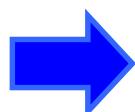
- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ①の 2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が
課されることがあります。

○ 関税法第 109 条第 2 項、第 108 条の 4 第 2 項

知的財産侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。